

口座振替をご利用の皆様へ

「軽自動車税納税証明書」の郵送廃止について

令和5年1月より軽JNKSというオンラインシステムが導入され、軽四輪・軽三輪の車両に限り、納付情報の確認を行えるようになっておりました。また、令和7年4月より二輪の車両においても軽四輪・軽三輪の車両と同様に車検のある車両すべての納付情報をオンライン上で確認できるようになりました。

これまでは車検の際に、軽自動車税(種別割)の納税証明書を提示する必要がありましたが、納税証明書の提示が原則不要となります。

これまで、口座振替をご利用の皆様にはがきで郵送しておりました「軽自動車税(種別割)納税証明書」については、**今年度のみ送付**することとしました(令和8年度から廃止)。ご理解とご協力をお願いいたします。

ただし、以下の場合は従来どおり納税証明書の提示が必要ですので、市役所窓口で交付申請してください。

納税証明書が必要となる場合

- ・納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・中古車購入直後の場合
- ・他の市町村へ引っ越した直後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合

※車検を依頼するディーラーもしくは整備工場等によっては納税証明書の提出が必要な場合がありますので、事前にディーラーもしくは整備工場等にご確認願います。

問い合わせ先

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

登米市役所総務部税務課市民税係

TEL：0220-22-2163 MAIL somu-zeimu@city.tome.miyagi.jp